

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号。以下「県条例」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、いじめがなく、児童等が安心して生活することができる環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 市が設置する小学校及び中学校をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識した上で行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者が相互に連携し、それぞれの立場で児童等に積極的に関わり、学校の内外を問わず、いじめのない環境をつくることを基本として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、千葉県その他の関係者と協力しつつ、本市の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する責務を有するものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめ

から保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び県条例第11条第1項の規定により千葉県が定めるいじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、法第13条に規定する学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるに当たっては、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌するものとする。

(いじめの予防及び早期発見)

第11条 市は、いじめの予防及び早期発見のためには、児童等の良好な人間関係づくりが不可欠であることを踏まえ、学校を中心に、児童等が互いに信頼関係を築くための施策を講じ、その健全な育成に努めるものとする。

2 市は、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者と相互に連携し、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

(相談体制の充実等)

第12条 市は、いじめに関する相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、市内のいじめに関する情報の収集を行うとともに、学校その他の関係者と相互に連携して、迅速かつ適切な対応ができる体制の充実を図るものとする。

3 市は、いじめの予防及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のための対策の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

4 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度、救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を実施するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第13条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1) 研修の充実を通じた学校の教職員の資質の向上

(2) スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、

いじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校

の求めに応じて派遣される者の確保及び適切かつ十分な配置
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第14条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、千葉県と連携して必要な施策を講ずるものとする。

(流山市いじめ問題対策連絡協議会)

第15条 市は、法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、流山市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから流山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(1) 学校の教職員

(2) 教育委員会の職員

(3) 児童相談所の職員

(4) 千葉地方法務局の職員

(5) 千葉県警察の警察官

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、協議会の会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(流山市いじめ対策調査会)

第16条 教育委員会に、法第14条第3項に規定する附属機関として、流山市いじめ対策調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、次に掲げる事項を担当する。

(1) 市いじめ防止基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするために必要な審議及び調査研究

(2) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が発生した場合において、教育委員会が次条第3項の規定により依頼する当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関して教育委員会が依頼する事項

3 調査会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

7 調査会に、重大事態に係る事実関係の調査を専門的に行わせるため必要があるときは、調査専門委員を置くことができる。

8 臨時委員にあっては当該特別の事項に関し学識経験を有するもののうちから、調査専門委員にあっては当該調査に必要な学識経験を有するもののうちから、教育委員会がそれぞれ委嘱する。

9 臨時委員にあってはその者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、調査専門委員にあってはその者の委嘱に係る調査が終了したときは、それぞれ解任されるものとする。

10 調査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、調査会の会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

11 前各項に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
(重大事態への対応)

第17条 重大事態が発生した場合には、教育委員会又は当該学校は、法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により教育委員会が調査を行う場合においては、調査会に依頼して調査を実施するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、流山市学校事故調査委員会設置条例（令和2年流山市条例第32号）第1条に規定する調査対象事故について同条の流山市学校事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）による調査が行われている場合において、当該調査対象事故が重大事態に当たることが明らかとなったときは、教育委員会が行う当該重大事態の調査は、調査委員会に依頼して実施することができる。

5 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び第2項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(市長の調査)

第18条 市長は、法第30条第1項の規定により、学校から重大事態が発生した旨の報告があった場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、前条第1項の規定により教育委員会又は学校が行った調査の結果について、調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

3 市長及び教育委員会は、第1項の規定により市長が行った調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(秘密等の保持)

第19条 協議会の委員並びに調査会の委員、臨時委員及び調査専門委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。

(財政上の措置)

第20条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月13日条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第10号）

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。